平成２８年（フ）第９号
広島県庄原市大久保町896番地２、前住所岡山県岡山市南区大福1313番地13
債務者　石原　　積
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１０号
広島県庄原市大久保町896番地２、前住所岡山県岡山市南区大福1313番地13
債務者　石原ひろみ
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第９号
岩手県北上市さくら通り２丁目９番12号　スカイハープ２―203号
債務者　清水雄一郎
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１９号
岩手県花巻市新田82番地２、旧住所岩手県花巻市上小舟渡359番地１　グリーンマンションコブナト102号
債務者　大橋　年夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２２号
岩手県北上市立花10地割16番地７　メゾン・ド・立花２―Ａ号
債務者　佐藤　義彦
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１３６号
茨城県稲敷市下太田1818番地
債務者　浅野　一司
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
茨城県牛久市刈谷町２丁目97番地（メゾン四季202）、前住所茨城県つくば市天宝喜474番地１
債務者　蛯原　秀樹
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
茨城県牛久市南５丁目37番地34
債務者　飯田　杉夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
茨城県取手市宮和田12番地１　市村ハイツⅡ―Ａ、前住所茨城県守谷市板戸井1328番地の１
債務者　寺田　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
茨城県龍ケ崎市2870番地
債務者　鴻巣　直美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１号
愛媛県西予市野村町野村12号234番地
債務者　佐藤　重利
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４４８号
大分県別府市大字内竈1184番地の１　プラネット二番館407号
債務者　田代　鷹雄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
大分市大字志村227番地の33、住民票上の住所大分市大字志村227番地の40
債務者　安部　　進
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地２前田平住宅２号棟202
債務者　東小薗ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
北海道苫小牧市元中野町３丁目６番32号　コーポウイングＮｏ．３　102号
債務者　丸山　美雪（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６号
福島県白河市番士小路17番地３
債務者　能登　菜那（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
三重県津市大園町15番45号
債務者　太田　由美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
津地方裁判所破産係